

令和7年度 第2回 五所川原警察署協議会議事録

1 開催日時

令和7年11月5日(水) 午後4時から午後4時55分

2 開催場所

五所川原警察署 1階 署長室

3 出席者

○ 協議会委員 7人

木村重孔会長、古川久美子委員、鈴木潤委員、下山佳委員、五十嵐弘委員、
奥瀬和子委員、平山京子委員

○ 警察署 4人

署長、副署長、警務課長、事務局1人(警務課員)

4 開催内容

(1) 開会のことば

(2) 議事

ア 管内情勢

イ 意見・要望

(ア) 国勢調査に関する詐欺メールについて

最近私の周りで国勢調査に関する詐欺メールが届くと耳にします。

[回答]

近年の国勢調査はインターネットによる回答も可能になったため、それに便乗する形での詐欺メールが発生しています。

国勢調査に限らず、各種調査をうたうメール等が皆様にも届く可能性がありますので、対応には十分に注意して下さい。

(イ) ニホンジカについて

先日、うちの近くでニホンジカが出たそうです。

[回答]

ニホンジカの北限はこれまで岩手県と言われていましたが、青森県内でもニホンジカの目撃例が増えており、農作物の食害被害等も発生している状況です。

もしもニホンジカを目撃した場合はその場で110番通報して下さい。

(ウ) 横断歩道での一時停止について

数年前と違い、最近は信号のない横断歩道での一時停止を気をつけている方は多いと思います。

南小学校の横断幕も目立って良いと思います。

(回答)

信号機のない横断歩道での一時停止について、全国調査の結果、青森県は

令和4年 7位 (56.7%)

令和5年 26位 (47.4%)

令和6年 6位 (59.9%)

という結果になっております。

当署では比較的歩行者交通量の多いエリアで「横断歩行者妨害違反」の交通取締りを行っているほか、交通安全講話や交通安全教室においても信号機のない横断歩道での一時停止、歩行者優先について継続して広報しているところです。

また、小学校の横断幕については、これまで設置していたものが経年劣化により破損・汚損してきたことから、本年、五所川原地区交通安全協会から、作成配布したいとの申し出をいただき、五所川原小学校と五所川原南小学校に配布していただいたも

のです。

これは、車の運転手などに対して非常に良いアピール効果が出ていると考えられます。

(イ) **自転車ルール及びのヘルメットの罰則について**

自転車のルールはどう変わらるのか？

また、ヘルメットの罰則はいつから始まるのか？

[回答]

自転車の基本的なルールに変更はありません。

令和8年4月1日から変更となるのは、検挙後の手続きとなります。

近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、また、その原因として自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況であるため、自転車に対する取締りを強化し、その処理を迅速簡易に手続きすることが可能な交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）を導入することとなりました。

自転車の青切符に関しては、16歳以上の者による反則行為に対する手続きであり、一時停止や右側通行などの違反は指導警告にとどめ、

- 遮断踏切立入り
- 自転車制動装置不良
(ブレーキ構造のない、いわゆる「ピストバイク」)
- ながらスマホ

等の重大な事故につながるおそれが高い違反について青切符処理とするものです。

自転車乗車中のヘルメット着用については、令和5年4月1日から努力義務となつたものですが、罰則がありません。

今後の全国的な自転車事故の発生状況等によって罰則化となる可能性がありますが、現在のところ、いつから罰則化されるといった発表や予定はありません。

努力義務の状態がしばらく続くものと考えられます。

(オ) **ブレーキのない自転車について**

ブレーキのない自転車は、自動車で言うところの整備不良ということですか？

呼び鈴が付いてない場合も整備不良になるのですか？

[回答]

考え方としてはそのとおりです。

ブレーキのない自転車は「自転車制動装置不良」という違反になり、青切符の対象となります。

なお、呼び鈴については取締りの対象には含まれません。

(カ) **大型免許返納時に普通免許を残すことは可能か？**

普通免許を取らずにいきなり大型免許と大型特殊免許を取った人が、大型免許を返納した場合、普通自動車に乗れなくなってしまうのでしょうか？

普通免許だけ残すことはできないでしょうか？

[回答]

結論から言うと、普通免許を残すことは可能です。

大型免許を申請取消し（返納）する際、下位免許（普通免許のみ）を立ち上げることが可能です。

大型特殊免許については普通免許の視力検査（左右0.3両眼0.7、深視力検査なし）であることから、今回の件については

- 大型免許を申請取消し
- 普通免許立ち上げ
- 大型特殊免許はそのまま保持

で普通自動車は運転可能となります。

なお、大型免許を申請取消し（返納）した後は、中型・準中型免許に該当する車両の運転はできません。

よって、手続き後は

車両総重量 3, 500キロ

最大積載量 2, 000キロ

定員 11人

以上の車両は運転できないことから、トラック等を運転する際は車検証等をよく確認するなど、ご注意願います。

(イ) 「先に行け」というジェスチャーをする歩行者について

横断歩道で一時停止しようと思ったが、歩行者が「どうぞどうぞ」とジェスチャーした場合、そのまま行ってしまって良いのか？

仮に行ってしまって、警察官がその状況を見ていた場合、違反になるのか？

〔回答〕

原則は停止して、歩行者を先に渡らせるべきでしょう。

警察官がその状況を現認しており、後で歩行者から「本当は渡るつもりだった」という話が出た場合、違反になる可能性もあります。

(ウ) 横断歩道のない道路で道を渡りたい人がいた場合

横断歩道のない道路で、明らかに道路を渡りたそうにしている人がいた場合、車を停めて先に渡らせるべきでしょうか？

〔回答〕

横断歩道がないのであれば停止する必要はありません。

ただし、通過の際は歩行者の飛び出し等に十分に注意のうえ運転して下さい。

(3) 閉会のことば

【 開催状況 】

